

大和市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月27日

大和市長 大木 哲

大和市条例第16号

大和市市税条例の一部を改正する条例

大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第21条の2の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第21条の3 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

第23条の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「全員の共有に属する共用部分」を「の家屋」に改め、「持分の」を削る。

第24条の見出し中「あん分」を「^{あん}按分」に改め、同条第1項中「あん分」を「按分」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分」を「按分」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第28条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第28条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第28条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」

の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第9項第3号中「次号」を「以下この項（第5号を除く。）」に改め、同項に次の3号を加える。

(5) 法附則第30条第6項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(6) 法附則第30条第7項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(7) 法附則第30条第8項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前号の規定の適用を受けるものを除く。）平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第10項第6号及び第7号中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第32項第1号」に改め、同項第8号中「附則第15条第33項第2号」を「附則第15条第32項第2号」に改め、同項第9号を次のように改める。

(9) 法附則第15条第39項 5分の4

附則第10項中第10号を第12号とし、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 法附則第15条第44項 3分の1

(11) 法附則第15条第45項 2分の1

附則第11項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改める。

附則第12項中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大和市市税条例（以下「新条例」という。）第21条の3の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10項第9号の規定は、平成29年3月31日以後に取得される法附則第15条第39項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成30年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による改正前の地方税法附則第15条第40項に規定する機器に対して課すべき固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第10項第10号及び第11号の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用する。